

令和8年度 第1回
長野市社会福祉審議会資料集

令和 8 年 5 月 22 日 (金)

長野市ふれあい福祉センター5階 ホール

資料一覧

次 第 1ページ

諮問事項

- 資料 No1** ア 長野市高齢者福祉計画・第10期長野市介護保険事業計画・
長野市認知症施策推進計画(令和9年度～令和11年度)の策定について
..... 3ページ
- 資料 No2** イ 令和9年度 長野市の保育所等保育料(利用者負担)について・・ 7ページ

参考資料

- 参考資料① 社会福祉法(抜粋) 9ページ
- 参考資料② 長野市社会福祉審議会条例 10ページ
- 参考資料③ 長野市社会福祉審議会運営要領 14ページ
- 参考資料④ 長野市職員名簿 15ページ

令和8年度 第1回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和8年5月22日（金）

午後2時00分から

場所：長野市ふれあい福祉センター5階ホール

1 開 会

2 委員委嘱

3 あいさつ

4 正副委員長の選出

5 諮 問

6 議 事

(1) 専門分科会委員等の指名

(2) 諮問事項

ア 長野市高齢者福祉計画・第10期長野市介護保険事業計画・

長野市認知症施策推進計画(令和9年度～令和11年度)の策定について

イ 令和9年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

7 そ の 他

8 閉 会

長野市高齢者福祉計画・第10期長野市介護保険事業計画 長野市認知症施策推進計画(令和9年度～令和11年度)の策定について

保健福祉部 高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定した「第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画(あんしんいきいきプラン 21)」(以下「現行計画」という。)は、法令により3年ごとに見直すこととされています。

令和8年度が現行計画の最終年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに令和9年度を初年度とする「長野市高齢者福祉計画・第10期長野市介護保険事業計画(あんしんいきいきプラン 21)」(以下「次期計画」という。)を策定するものです。

なお、本計画は本市の高齢者関係施策を網羅する「高齢者施策の総合計画」の性格を有しています。



認知症施策推進計画の趣旨

令和6年に、認知症共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和五年法律第六十五号)が施行され、市町村による「認知症施策推進計画」の策定が努力義務となりました。

認知症施策はこれまでのあんしんいきいきプラン 21の中にも掲載されていましたが、「認知症施策推進計画」として明確に位置付けることにより、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 計画の位置づけ

次期計画は、老人福祉法(第20条の8)に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(第117条)に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、また、前述の認知症基本法(第13条)に基づく「認知症施策推進計画」を新たに加え、3つの計画を一体的に策定し、高齢者の福祉と介護、認知症施策に関する総合的な計画とするものです。

基本理念を柱とし、その実現に向けた重点項目及び基本的な政策目標を定め、計画的な実施を目指すものです。

■長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画

■長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画

また、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額を算定

■長野市認知症施策推進計画

認知症の人が尊厳を持ち希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

(3) 計画期間

令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3か年間

2 次期計画策定の考え方

(1) 厚生労働省が定める「基本指針」に基づく介護保険事業計画の策定

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされており、市は基本指針に即して介護保険事業計画を策定します。

現時点では「基本指針について記載を充実する事項(案)」や「基本指針の構成等についての見直し案」が示され(令和8年3月)、7月頃には「基本指針案」が国から提示される予定になっています。

【現時点で示されている基本指針の考え方】

2040年(令和22年)には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められる。

2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要。

その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、これまでの取組を前提に、必要な取組を進めることが必要。

○次期計画に盛り込むことが考えられる主な事項(イメージ)

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ✓ 地域の实情に応じたサービス提供体制の構築(中山間・人口減少地域においては必要な対応について議論)
 - ✓ 医療との連携や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築
- 2 地域包括ケアシステムの深化
 - ✓ 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進
- 3 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等
 - ✓ テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進

(2) 次期計画の構成等

✓ 現行計画の基本理念や施策体系を基本的に継承します。

基本理念: 住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで 生きがいを持って 安心して 生活できるまち“ながの”

✓ 2040年の長野市の姿・将来像をイメージし、施策の目標とする成果(最終アウトカム)を設定し、その達成のための複数の中間アウトカムや必要な事業活動や人員・施設・体制等の目標と指標を可能な限り設定することにより、施策の成果を出すまでの理論的な関係を数値を伴ったものとして見える化を図ります。

- ✓ 具体的な取組の考え方を示す「各論」に関し、現行計画では各事業を単に羅列するものとなっていたものを、各論単位での効果検証がしやすいレイアウトに変更します。

(3) 各種調査の実施

調査名	対象	調査時期 (予定)
長野市シニア一般調査	要支援・要介護認定を受けていない 60 歳以上 市民 3,000 名	令和7年 12 月 17 日 ～8年 1 月 11 日
長野市高齢者等実態調査 (元気高齢者等実態調査)	要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上 市民 940 名	令和7年 12 月 5 日 ～8年 1 月 5 日
長野市高齢者等実態調査 (要介護・要支援認定者等 実態調査)	要支援・要介護認定を受けている(施設等入所 者を除く)市民 4,000 名	令和7年 12 月 5 日 ～8年 1 月 5 日
施設・居住系サービス 利用者実態調査	介護保険施設・居住系サービス利用者の中から 抽出した者の家族	令和7年 10 月 ～11 月 21 日
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介 護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設 (ケアマネジャー)、地域包括支援センター	令和8年1月26日 ～3月5日
居所変更実態調査	住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サー ビス付高齢者向け住宅、グループホーム、特定施 設、地域密着型特定施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設・介護医療院、特別老人ホ ーム、地域密着型特別養護老人ホーム	令和8年1月29日 ～2月16日
介護サービス事業所調査	全介護サービス事業所(居宅介護支援事業所、 居宅療養管理指導、短期入所療養介護を除く)	令和8年5月～6月
介護人材実態調査	全介護サービス事業所(居宅介護支援事業所、 訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所療 養介護、福祉用具貸与・販売を除く、サ高住・住 宅型有料除く)	令和8年 3 月 9 日 ～3月30日

3 計画策定体制と策定スケジュール(案)

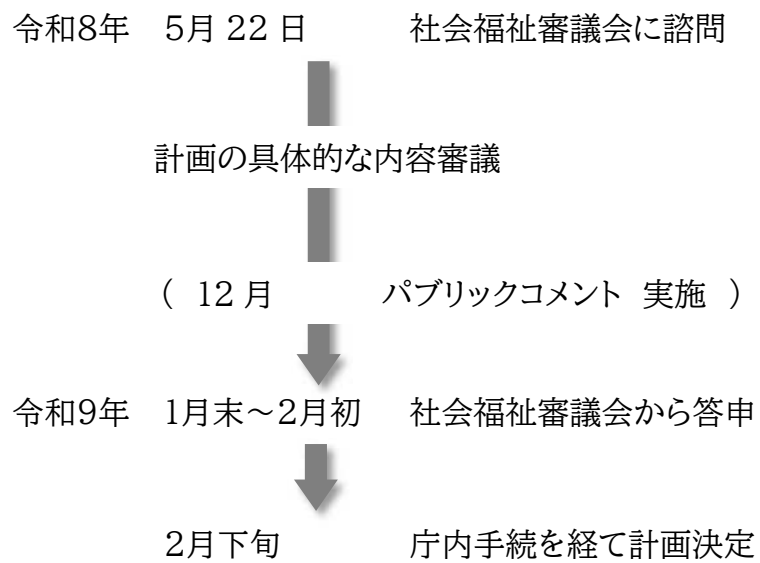
(1) 計画策定体制

現計画策定の際の体制と同様に、庁内で作成した案に対し、市民意見を反映し策定します。

市民意見については、「社会福祉審議会」に市長が諮問し、具体的な検討を行っていただき、本会から市長へ答申をいただくこととします。

また、高齢者等実態調査や介護サービス利用実績調査などの「各種基礎調査」結果及び広く意見を募集する「パブリックコメント」等の機会も活用し、幅広く市民の皆さんの意見を新たな計画に反映していくこととします。

(2) 策定スケジュール(案)



令和9年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和8年5月22日
こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を独自に軽減して設定しています。

3 令和9年度の保育料（利用者負担）について

本市における令和9年度の保育所等保育料については、税制改正や国基準の改定等を踏まえ、今後の審議会において審議をお願いします。

令和8年度保育料基準額表

表1 幼稚園、認定こども園（教育利用）

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
		0	0	0
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	0	0	0
		0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

↑ 多子カウント年齢制限なし
↓ 多子カウント年齢制限あり(小学校就学年前まで)

表2 保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業

階層区分	定義	保育料(月額)															
		3歳未満児									3歳以上児						
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間						
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降				
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 48,600円以上 57,700円未満 57,700円以上 60,000円未満 60,000円以上 76,000円未満 76,000円以上 77,101円未満 77,101円以上 97,000円未満 97,000円以上 123,000円未満 123,000円以上 148,000円未満 148,000円以上 169,000円未満 169,000円以上 219,000円未満 219,000円以上 265,000円未満 265,000円以上 301,000円未満 301,000円以上 397,000円未満 397,000円以上	9,900 [1,800]	4,950 [0]	0	9,900 [1,800]	4,950 [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		14,200 [1,800]	7,100 [0]	0	14,000 [1,800]	7,000 [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		14,200 [1,800]	7,100 [0]	0	14,000 [1,800]	7,000 [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		19,400 [1,800]	9,700 [0]	0	19,100 [1,800]	9,550 [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		24,500 [1,800]	12,250 [0]	0	24,100 [1,800]	12,050 [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

[]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯
保育料は、年度当初の年齢により決定するので、年度の途中で年齢が変わることにより変更はない。

表3 参考 令和8年度からの軽減拡充後の保育料基準額表（下線部分）

階層区分	定義	保育料(月額)														
		3歳未満児									3歳以上児					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間					
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降			
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 48,600円以上 57,700円未満 57,700円以上 60,000円未満 60,000円以上 76,000円未満 76,000円以上 77,101円未満 77,101円以上 97,000円未満 97,000円以上 123,000円未満 123,000円以上 148,000円未満 148,000円以上 169,000円未満 169,000円以上 219,000円未満 219,000円以上 265,000円未満 265,000円以上 301,000円未満 301,000円以上 397,000円未満 397,000円以上	<u>4,950</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	<u>4,950</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		<u>7,100</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	<u>7,000</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		<u>14,200</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	<u>14,000</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		<u>19,400</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	<u>19,100</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		<u>24,500</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	<u>24,100</u> [900]	<u>0</u> [0]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		24,500	0	0	24,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		31,500	0	0	31,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		40,500	0	0	39,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		44,000	0	0	43,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		50,500	0	0	49,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		53,600	0	0	52,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54,500	0	0	53,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
55,600	0	0	54,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
56,700	0	0	55,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

[]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年 3 月28日条例第12号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 9 月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月30日条例第 8 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども・若者政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	丸 山 隆 文	
こども未来部長	宮 下 卓 朗	
保健所長	宮 島 有 果	
保健福祉部福祉政策課長	高 野 晃 弘	
保健福祉部生活支援課長	戸 谷 和 久	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	轟 貴 彦	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	戸 谷 昌 秀	
保健福祉部介護保険課長	羽 賀 隆	
保健福祉部障害福祉課長	関 谷 隆 行	
保健福祉部保健所次長兼総務課長（保健所副所長）	金 箱 孝 史	
保健福祉部保健所健康課長	小 松 繁 之	
こども未来部こども・若者政策課長	小 宮 山 潤	
こども未来部こども総合支援センター所長	湯 本 千 登 勢	
こども未来部子育て給付課長	宮 原 真 紀	
こども未来部保育・幼稚園課長	小 山 政 範	